# 令和5年第1回八千代町議会定例会会議録(第1号) 令和5年3月7日(火曜日)午前10時22分開会

# 定例議会の告示

# 八千代町告示第18号

令和5年第1回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月28日

八千代町長 野村 勇

1. 期 日 令和5年3月7日

2. 場 所 八千代町議会議場

# 本日の出席議員

議長(5番)	大里	岳史君	副議長(4番) 増田 光利君
1番	谷中	理矩君	2番 関 眞幸君
3番	安田	忠司君	6番 廣瀬 賢一君
7番	上野	政男君	8番 中山 勝三君
9番	生井	和巳君	10番 大久保 武君
11番	水垣	正弘君	13番 宮本 直志君
14番	大久伊	录敏夫君	

## 本日の欠席議員

なし

## 説明のため出席をしたる者

 町
 長
 野村
 勇君
 副
 町
 長
 古宇田信一君

 教
 育
 長
 赤松
 治君
 会計管理者
 富永
 浩君

秘書公室長	宮本 克典	君総	務 部 長	大里	斉君
企画財政部長	馬場 俊明	君保	健福祉部長	生井	好雄君
産業建設部長	鈴木 衛	君秘	書課長	飯ケ名	\$智巳君
総務課長	中川 貴志	君税	務課長	古沢	朗紀君
まちづくり 推 進 課 長	斉藤 典弘	君    財	務課長	倉持	浩幸君
福祉課長	市村 隆男	君    長	寿支援課長	生井	億之君
国保年金課長	岩坂 信幸	君都	市建設課長	宮本	正巳君
産業振興課長	山崎 浩司	君   上	下水道課長	青木	譲君
農業委員会事務局長	諏訪 敦史		で 育 次 長 兼 校教育課長	小林	由実君
総務課主査	前野 晃一	君    財	務課補佐	山口富	富実子君

## 議会事務局の出席者

議会事務局長 川村 俊之 補 佐 菊 佐知子

主 査 山中 昌之

議長(大里岳史君) 公私ご多用のところ、ご参集くださいまして、誠にありがとうご ざいます。

開会に先立ち、申し上げます。本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症 対策のため、マスクの着用、議場内の換気などについてご理解、ご了承を願います。

また、会議に使用することを目的としたタブレット端末、ノート型パソコンの持込み を議会出席者に許可いたしましたので、ご了承を願います。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長が了承を求めた議事日程は次のとおり)

議 事 日 程 (第1号)

令和5年3月7日(火)午前9時開議

### 開 会

#### 諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 令和4年度八千代町一般会計補正予算(第6号)の専決処分事項の承認を求めることについて

日程第4 議案第2号 令和4年度八千代町一般会計補正予算(第7号)の専決処分事項の承認を求めることについて

日程第5 議案第3号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め ることについて

日程第6 議案第4号 八千代町組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第7 議案第5号 八千代町職員定数条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第7号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第8号 八千代町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例

> 議案第9号 八千代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第10号 令和4年度八千代町一般会計補正予算(第8号)

議案第11号 令和4年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第12号 令和4年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第13号 令和4年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第14号 令和4年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1号)

議案第15号 令和4年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2 号)

議案第16号 令和4年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第17号 令和4年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第12 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長(大里岳史君) 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮 影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

#### 諸般の報告

議長(大里岳史君) 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、 またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、各部長、会計管理者並びに各課長、 局長、所長でありますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第100条第13項及び八千代町議会規則第129条第1項の規定により、 お手元に配付したとおり、議員の派遣を議長が決定しましたので、報告いたします。

あわせて、私のほうから議会議員研修視察の報告をいたします。

去る1月23日に実施した議員研修についてご報告いたします。まず、町内の西山工業団地に立地する株式会社エフピコ関東リサイクル工場において、リサイクル事業について説明を受け、施設やリサイクルの工程を視察しました。

株式会社エフピコでは、食品トレーの製造などを主に行っておりますが、関東リサイクル工場では、特に発泡スチロール製の食品トレーや透明容器、ペットボトルのリサイクルを行っております。「トレーtoトレー」や「ボトルtoトレー」などリサイクル原料から食品トレーを製造する循環型リサイクルに取り組みながら、CO2排出量の抑制やダイバーシティー経営など先進的な取組を行っておりました。

次に、古河市に立地する株式会社坂東太郎本部において、当町の出身である代表取締役会長の青谷洋治氏から、株式会社坂東太郎や青谷氏が行う取組について説明を受けま

した。創業当時からバブル期まで、各社は商品や物の開発などに力を入れてきましたが、 これからは「人財」を育成することが会社を発展させることにつながるだろうとのお話 でありました。

次に、古河市内の北利根工業団地に立地する株式会社関商店茨城工場において、企業の概要について説明を受け、工場内において施設や製品の製造工程を視察しました。

株式会社関商店では、産業廃棄物の処理を行う一方で、廃プラスチックや古紙を原料に、RPFと呼ばれる固形燃料の製造を行っております。廃棄物の処理を行いながら、石炭の代替燃料となる固形燃料を製造し、なおかつ $CO_2$ の排出削減になるという画期的な内容であり、またRPFの需要は年々増加傾向であるということで、環境に配慮され、時代のニーズに沿った事業であることがうかがえました。

以上が議会研修の概要であります。

結びに当たり、時間を割いて視察にご協力いただきました、関係者の皆様に対しお礼 を申し上げて報告といたします。

#### 行政諸般の報告

議長(大里岳史君) 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、 許可します。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ご苦労さまです。令和5年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用中にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご報告をさせていた だきたいと思います。

初めに、先月6日にトルコ南東部において発生した地震により、亡くなられた多くの 方々のご冥福を慎んでお祈り申し上げますとともに、被災地が一日も早く復興し、被災 された皆様が平穏な生活を取り戻されることを心から願っております。

まず、八千代町における鳥インフルエンザの発生に伴う対応についてご報告申し上げます。去る令和5年2月2日に、町内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認されました。当該養鶏場においては、感染拡大を防ぐため、家畜伝染病予防法に基づき、飼養鶏約111万羽の殺処分や農場の消毒、農場周辺への移動制限区域の設定などの防

疫措置が茨城県において実施されました。

飼養鶏の殺処分については、2月3日から茨城県職員・近隣市町職員・各種団体・JA・自衛隊・八千代町消防団の方々に加え、町職員が24時間体制で対応し、総勢約6,500人のご協力により、2月9日に終了いたしました。また、鶏卵・飼料などの処分についても、2月24日に埋却処分が完了しております。

なお、搬出制限区域及び移動制限区域の解除につきましては、防疫措置完了から10日後に実施する清浄性確認検査により、3キロ圏内の全ての農場において陰性を確認された場合、国・県の協議の上、解除される予定と聞いております。

今後も、国・県・関係機関と連携を密に図りながら、焼却処分につきましても協力していき、早期収束に向けた対応に全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。いましばらくご心配をおかけすることになろうかと思いますが、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等についてご報告申し上げます。現在、新型コロナウイルス感染症は、「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけられており、2類相当として各種の政策・措置が講じられてまいりました。しかしながら、国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、専門部会等で検討の結果を踏まえ、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から、「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることといたしました。

また、マスクの着用につきましては、令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を 尊重し、着用は個人の判断に委ねることとなりました。本人の意思に反してマスクの着 脱を強いることがないようご配慮願いたいと思います。

なお、新型コロナワクチンの接種につきましては、現行の特例臨時接種の実施期間を 延長し、令和5年度も必要な接種は無料で受けられるよう検討が進められております。

今後もウィズコロナに向けた新しい段階により、各種政策・措置が見直されることとなりますが、具体的な内容につきましては、国において検討し、調整が図られますので、その動向を注視するとともに、県や地元医師会との連携を密にしまして、各種政策・措置の見直しに速やかに対応できるよう努めてまいりたいと思います。

3つ目といたしまして、はるいろウォーキングの開催についてご報告申し上げます。 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことによりまして、地域コミュニティー の希薄化や住民の心身不調等が懸念される中、地域住民間の交流を促進するとともに、 住民の健康増進を図ることを目的とし、昨年に引き続き、町と町スポーツ協会の共催に よるはるいろウォーキングを開催いたします。

桜の開花時期に合わせ、4月1日の土曜日、今年度は「ほっとランド・きぬ」を起点として、大形橋を渡り、鬼怒川緊急対策プロジェクトにより整備された堤防のサイクリングロードを北上し、「いのせドライブイン」をゴールとする約7キロメートルコースとなっております。桜や菜の花を眺めながら、人と人との絆を深め、心と体の健康を維持するための取組でございます。多くの皆様のご参加を期待しております。

続きまして、令和4年度八千代町総合表彰式についてご報告申し上げます。総合表彰式につきましては、八千代町報賞規則に基づき、町の発展に功績のあった人、団体に対し表彰するもので、例年3月下旬に実施しております。令和元年度から昨年度までは、新型コロナウイルスの影響で中止や縮小して実施してまいりましたが、今年度は3月24日金曜日午前10時から、中央公民館大ホールにおいて実施いたします。議員各位におかれましても、万障繰り合わせの上、ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、マイナンバーカードの推進状況についてご報告申し上げます。マイナンバーカードにつきましては、政府が今年度中に全国民に行き渡ることを目標とし、推進しているところであります。当町におきましても、昨年12月をマイナンバーカード普及促進集中月間として、地域担当職員が、各行政区長の協力をいただきながら、地域に出向いて推進を図ってまいりました。また、併せてマイナンバーカード申請者へのクーポン券の配布事業も実施いたしました。

令和5年2月28日現在、マイナンバーカードの申請受付件数は1万6,304人です。令和4年1月1日現在の基準住基人口2万1,281人に対し、申請率で76.6%であり、茨城県平均については80.1%、全国平均につきましては87.7%となっております。また、交付件数につきましては1万2,443人、交付率で58.5%であり、茨城県平均については62.3%、そして全国平均については62.3%となっています。今後もマイナンバーカードの交付率向上に向けた取組を続けてまいりたいと思います。

続きまして、株式会社ピックルスコーポレーションへの町有地の所有権移転についてご報告申し上げます。令和4年9月の議会定例会におきまして議決をいただきました、大字菅谷字二十四本487番1の町有地につきましては、土地売買契約の条件でありました株式会社ピックルスコーポレーションの野菜加工工場建設に関する開発行為及び農地転用についての許可が出されましたので、令和5年1月31日に当該町有地の所有権移転登

記を行いました。

今後、当該地における野菜加工工場の建設につきましては、町にとりまして、新たな 雇用の場の創出や農業を基幹とする本町のイメージを全国に広める相乗効果が期待され、 農産物の販路拡大にもつながるものでありますので、連携強化を図りながら、支援、協 力をし、共に発展する道を模索してまいりたいと考えております。

続きまして、行政組織改編についてご報告申し上げます。昨日も茨城新聞のほうにも 掲載されましたが、令和4年12月の議会定例会におきまして、八千代町行政組織設置条 例の改正について議決をいただきました。これにより、複雑化、高度化する新たな行政 課題に対応する新しい行政組織が、令和5年4月1日から始まることになります。その 主な変更点を申し上げます。

部の変更としまして、「町民くらしの部」を設置し、町民の皆様がより使いやすい窓口を目指し、窓口のワンストップ化を図りたいと思います。

また、「教育部」をつくり、学校の在り方検討、教育環境の整備など教育行政の強化を図ります。

次に、課の変更としましては、「こども家庭課」を新設し、子育て支援を強化します。 また、産業振興課から農政部門を切離し、「農政課」を新設することにより、農業委員 会と連携した農地管理を行い、農業政策部門を強化したいと思います。

また、国の方針でもある中学の部活動の地域移行の受皿としても「スポーツ振興課」 を新設し、スポーツ文化の醸成を図り、生涯にわたるスポーツ振興、町民の健康維持を 目指します。

次に、係の変更としまして、ダイバーシティーの実現に向けて「地域協働係」を秘書課に、DX推進に向けて「デジタル化推進係」を総務課に、商工観光とふるさと納税の一体的推進のため「地域振興係」を産業振興課に、住環境の支援と空き家の有効活用のため「住宅・空き家対策係」を都市建設課に設置いたします。

また、給食センターにつきましては、業務の効率化や経費の節減、安定した給食提供のため、調理・配送業務を委託し、「学校給食センター係」として学校教育課内にこれを配置いたします。

町民の皆様にも、広報紙やホームページなどにより周知するとともに、皆様が分かり やすく、利用しやすい組織づくりに努め、町民サービスの向上を図ってまいります。

少し長くなりますが、続きまして令和3年度決算に係る統一的な基準に基づく財務書

類についてご報告申し上げます。お手元に配付させていただきました財務書類は、総務省の通達で、全ての地方公共団体で作成するものであり、一般会計、特別会計、企業会計等を含めた町全体の会計のほか、土地開発公社や社会福祉協議会等の第三セクター及び一部事務組合との連結会計を含めたものであります。

財務書類を作成することにより、財政の透明性を高め、町民に対する説明責任を果たし、財政の効率化、適正化を図るとともに、財務状況の地方公共団体間の比較や資産状況が「見える化」され、セグメント分析の実施が可能となるため、限られた財源を賢く使うという考え方が普及していくことが期待されております。

このほかにも財務指標として、町民1人当たりの資産額及び負債額、行政コスト、そして受益者負担の割合などについて、資産形成、世代間の公平性、持続可能性などの数値も示しておりますので、後ほどご覧おきいただければと思います。

最後に、契約関係についてでございますが、別紙「契約関係報告書」のとおりでございます。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、各事業がおおむね順調に進んでおりますことへの深い感謝と、今後における議員各位のより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

議長(大里岳史君) 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(大里岳史君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、1番、谷中理矩議員、2番、関眞幸議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長(大里岳史君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長報告を求めます。

宮本議会運営委員長。

(議会運営委員長 宮本直志君登壇)

議会運営委員長(宮本直志君) ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員

会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る2月22日、執行部から総務部長、総務課長の出席を求め、令和5年第1回八千代 町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。執行部から提出議 案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から16日までの10日間と することに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。 議長(大里岳史君) ただいまの議会運営委員長の報告は、令和5年第1回八千代町議 会定例会の会期を本日から16日までの10日間とするものであります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から16日までの10日間にすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から16日までの10日間とすることに決定いたしました。

日程第3 議案第1号 令和4年度八千代町一般会計補正予算(第6号)の専決処 分事項の承認を求めることについて

議長(大里岳史君) 日程第3、議案第1号 令和4年度八千代町一般会計補正予算(第6号)の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいま上程されました議案第1号 令和4年度八千代町一般会計補正予算(第6号)の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第6回目の補正で、歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ1,415万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億8,745万 1,000円、0.2%の増としたものであります。

以上、専決処分の概要を申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明が ございます。慎重審議の上、原案のとおりご賛同くださるようお願いいたしまして、説 明とさせていただきます。

議長(大里岳史君) 馬場企画財政部長。

(企画財政部長 馬場俊明君登壇)

企画財政部長(馬場俊明君) ただいま上程されました議案第1号 令和4年度八千代 町一般会計補正予算(第6号)専決処分の内容につきましてご説明申し上げます。

先ほど町長が申しましたとおり、今回専決処分をいたしました補正予算は、本年度第6回目の補正で、歳入歳出それぞれ1,415万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億8,745万1,000円とするものであります。

初めに、歳入について申し上げます。補正予算書をお開きいただきまして、1ページをご覧ください。15款国庫支出金につきましては、出産・子育て応援交付金により、国庫補助金810万円を増額いたします。

16款県支出金につきましては、出産・子育て応援交付金により、県補助金202万5,000円 を増額いたします。

20款繰越金につきましては402万5,000円を増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。 2ページをご覧ください。 4 款衛生費につきましては、医療機関物価高騰対策支援金、出産・子育て応援交付金事業費を含みます、保健衛生費1,415万円を増額いたします。

以上、令和4年度一般会計補正予算(第6号)の内容についてご説明申し上げましたが、妊娠期から出産、育児期までの妊婦、子育て家庭に対する経済的支援等に迅速に対応するため、その歳入及び経費について専決処分をしたものでございます。

慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(大里岳史君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号 令和4年度八千代町一般会計補正予算(第6号)の専決処分事

項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和4年度八千代町一般会計補正予算(第6号)の専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第2号 令和4年度八千代町一般会計補正予算(第7号)の専決処 分事項の承認を求めることについて

議長(大里岳史君) 日程第4、議案第2号 令和4年度八千代町一般会計補正予算(第7号)の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいま上程されました議案第2号 令和4年度八千代町一般会計補正予算(第7号)の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第7回目の補正で、歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ234万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億8,979万 6,000円、0.03%の増としたものであります。

以上、専決処分の概要を申し上げましたが、詳細については担当部長から説明がございます。慎重にご審議の上、原案のとおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

議長(大里岳史君) 馬場企画財政部長。

(企画財政部長 馬場俊明君登壇)

企画財政部長(馬場俊明君) ただいま上程されました議案第2号 令和4年度八千代 町一般会計補正予算(第7号)専決処分の内容につきましてご説明申し上げます。

先ほど町長が申しましたとおり、今回専決処分をいたしました補正予算は、本年度第7回目の補正で、歳入歳出それぞれ234万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億8,979万6,000円とするものであります。

初めに、歳入について申し上げます。補正予算書をお開きいただきまして、1ページをご覧ください。20款繰越金につきましては234万5,000円を増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。2ページをご覧ください。6款農林業費につきましては、家畜伝染病対策費職員人件費、農業構造改善センター光熱水費、その他家畜伝染病対策費を含みます農業費214万5,000円を増額いたします。

10款教育費につきましては、対策本部となりました総合体育館の光熱水費として、保健体育費20万円を増額いたします。

以上、令和4年度一般会計補正予算(第7号)の内容についてご説明申し上げましたが、町内の採卵鶏農家における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、その防疫措置に 迅速に対応するため、その歳入及び経費について専決処分をしたものでございます。

慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(大里岳史君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号 令和4年度八千代町一般会計補正予算(第7号)の専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和4年度八千代町一般会計補正予算(第7号)の専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第3号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて

議長(大里岳史君) 日程第5、議案第3号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の

選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいま上程されました議案第3号 八千代町固定資産評価審査 委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、地方自治法第180条の5第3項及び地方税法第423条 第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定する ために設置されている執行機関であります。

当委員会の委員の任期は3年であり、地方税法第423条第3項により、本町の住民、町税の納税義務者、または固定資産の評価について学識経験を有する者の中から、議会の同意を得て、町長が選任することとなっております。

現委員であります照内唯由氏につきましては、令和5年3月31日をもって任期満了となるところでありますが、固定資産税に精通し、かつ人格高潔であり、委員として適任者でありますので、議会の同意をいただき再任いたしたく、提案するものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるよう お願いいたしまして、説明とさせていただきます。

議長(大里岳史君) これから質疑を行います。

本案は人事案件でありますので、質疑の際は十分ご留意願います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

日程第6 議案第4号 八千代町組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例 議長(大里岳史君) 日程第6、議案第4号 八千代町組織改編に伴う関係条例の整備 に関する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいま上程されました議案第4号 八千代町組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

昨年12月の議会定例会で可決されました、八千代町行政組織設置条例に基づきます組織機構の改編に係る条例として、関係する4条例を一括改正するものであります。

関連する条例といたしまして、八千代町総合計画審議会条例、八千代町土地利用審議会条例、八千代町行政改革推進委員会設置条例、八千代町一般廃棄物減量等推進審議会条例の4条例の一部改正でございますが、八千代町行政改革推進委員会設置条例につきましては、企画財政部まちづくり推進課から総務部総務課へ所管替えするもので、その他3条例につきましては、担当部の名称を変更するものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるよう お願いいたしまして、説明とさせていただきます。

議長(大里岳史君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例を採決い

たします。

野村町長。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 八千代町職員定数条例の一部を改正する条例 議長(大里岳史君) 日程第7、議案第5号 八千代町職員定数条例の一部を改正する 条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいま上程されました議案第5号 八千代町職員定数条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

職員定数条例につきましては、各任命権者における職員定数の上限を定めたものでございます。当町では、事務事業の徹底した見直しや選択と集中による定数再配分等により、最小限の人員で最大限の効果を発揮するよう、定員管理に努めているところであります。

しかしながら、定年引上げ制度により、令和5年度から令和14年度まで、職員の定年が段階的に引上げられ、この期間においては、退職者がない年度が発生するなど、退職者数が減少いたします。

職員の採用においては、これまで退職者補充を原則に採用を行ってまいりましたが、この原則によらず、人材確保と安定的な行政サービスの提供のため、毎年度新規職員を一定数採用する方針としております。これにより退職者のない年度に職員を採用するなど、引上げ期間内において一時的に現行定数を超えることが見込まれるため、本条例を見直す必要が生じております。

今回提案いたしました条例は、これまで定数に数えられていた育児休業者、派遣職員 などを定数外とするよう規定するものであります。実質的に配置されていない育児休業 者、派遣職員などを定数外とすることにより、実態に合った職員数が示されるとともに、 育児休業者などの補充が容易となり、今後も増加が見込まれる育児休業者が、安心して 育児休業を取得し、職場に復帰できる環境を整備するものであります。

今後におきましても、これまで同様、職員数及び人件費を抑制し、最小限の人員で最 大限の効果を発揮できるよう、定員の適正化に努めてまいりたいと思います。

議員各位のご理解をお願いいたしまして、以上提案理由を申し上げましたが、慎重に ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願いいたしまして、説明とさせていただきま す。

議長(大里岳史君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、大久保敏夫議員。

14番(大久保敏夫君) 町長に考え方だけちょっとお聞きしたいのですが、町の定年の流れが、60歳から65歳までに流れてしまうのですね、これから5年間で。そうすると、当然退職者がいないという、希望者がいない限り、それが続くわけです。そうしたときに、今町長からありましたように、ではその間は一人も採らなくていいだろうと、そういうことではなくて、随時補充だけはしていくと、そういう解釈に私は受け取ったわけですが、その場合に、これから5年間の間、大体、大体10人なのか、5人なのか1人なのか分かりませんけれども、大体どれくらいずつは新規採用で入れていきたいというふうな、それが答えだということではなくて、ある程度のお考えは持っていますか。

議長(大里岳史君) 野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいまの14番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えをさせていた だきたいと思います。

内容については、議員が申されたような内容になります。

そして、何人ぐらいという目安になりますと、そのときによって変わろうかと思いますが、これまでの中でずっと見ていますと、5人から7人という形の中で入替えが行われていたようでありますので、今後につきましても、新しい若い力を取り入れながら、そしてベテランの皆さんの知識や経験を生かしながらということでありますが、私としましては、できれば大体5人ぐらいの人数で採用できていければ、うまく新陳代謝が図れるのではないかなというふうな考えがございます。

議長(大里岳史君) 14番、大久保敏夫議員。

14番(大久保敏夫君) そうすると、今の最低の考え方からすると、5年間このまま続くと、25人ないし30人が増えるわけですね。増えるわけですよね。ですから、退職者がいないわけですから。そうすると、30人を消化するだけの八千代町のこれからの行財政という、行政は動かしていかなくてはならないわけですので、今日はこういう場所ですから、後でまたお考えを聞きたいと思いますけれども、その辺のところも、どのような形でか明確に。

5人ずつないし6人でやって、5年間で30人。人口は減ってしまうわけですが、そういう中で職員を使い切れるのか、その辺も含めて、後の機会でまた聞きたいと思いますので、私なりのそういうふうな考え方、危惧の念を持っているということだけお伝えしておきたいと思います。いいです。

議長(大里岳史君) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 討論なしと認めます。

これから議案第5号 八千代町職員定数条例の一部を改正する条例を採決いたします。 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 八千代町職員定数条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議長(大里岳史君) 日程第8、議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいま上程されました議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

当町の各職員が担うこととなる職務については、その複雑、困難及び責任の程度に基

づき、職務の級に分類されており、その基準となるべき職務は、級別職務分類表により 本条例で定められております。

当町では、令和5年度から定年引上げ及び組織改編に伴い、年齢と職階の構成に変化を生じることが見込まれます。今回の改正は、これらに対応するため、職員構成の変化に合わせた柔軟な人事管理が行えるよう、級別職務分類表を見直すものであります。

5級の課長職を新たに設置し、管理職の級に幅を持たせることにより、中堅職員の能力や実績に基づく昇任機会を確保し、人事の弾力的な運用と職員の意欲向上を図るとともに、情勢の変化に迅速に対応した住民サービスが提供できる体制を整えていくものであります。

改正の内容につきましては、課長の職務を6級から5級に改め、6級に「困難な職務 を分掌する課長の職務」を置くものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるよう お願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長(大里岳史君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、宮本直志議員。

13番(宮本直志君) この文言で、「困難な職務」というのは、例えばどのようなことを考えているのか説明をお願いします。

議長(大里岳史君) 大里総務部長。

(総務部長 大里 斉君登壇)

総務部長(大里 斉君) 13番、宮本直志議員のご質疑にお答えいたします。

困難な職務を分掌する課長というものは、実際の町長が今進めております課題の解決、 そういった事業に対して、実績があって、経験があって、そういったものが可能……よ り強力に推進できるような職務を担う課長を、そういった職務就けるというような考え でおりますというか、そういった考えでそういう職務を配置いたしております。

以上でございます。

(「分かりづらい」と呼ぶ者あり)

総務部長(大里 斉君) 具体的には、町長が今進めております主な事業、課題となっているような事業をより前に進めていくことができるような課長を、そういう6級の職に置くというような考えでございます。

(何事か呼ぶ者あり)

総務部長(大里 斉君) そうですね。よろしくお願いします。

議長(大里岳史君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 討論なしと認めます。

これから議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原 案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条 例

議長(大里岳史君) 日程第9、議案第7号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の 一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいま上程されました議案第7号 八千代町医療福祉費支給に 関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、町では、県の医療福祉対策要領に基づき、医療福祉費助成対象者に対し所得制限を設けておりますが、妊産婦の医療費負担を軽減し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない、きめ細やかな支援の充実を図り、誰もが安心して医療を受けられる環境づくりの推進のため、妊産婦医療福祉費助成対象者に設けている所得制限を廃止し、町単独で助成対象者を拡大するための改正であります。

なお、本条例は、関係機関との調整及び周知、システム改修等に期間を要するため、 6月からの施行となります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるよう お願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長(大里岳史君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を 採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は、 原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 八千代町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例

> 議案第9号 八千代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

議長(大里岳史君) 日程第10、議案第8号 八千代町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第9号 八千代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいま上程されました議案第8号 八千代町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第9号 八千代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和4年11月の厚生労働省令の一部改正に伴うもので、家庭的保育事業及び放課後児童健全育成事業の設備、運営に関する基準に、利用者の安全確保を図るため、事業者に対し、安全計画の策定や自動車運行時における利用者の所在確認等の義務づけ、感染症等の予防、研修や訓練の定期的な実施に係る努力義務等を加えるよう町条例を改正するものです。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるよう お願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長(大里岳史君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号 八千代町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第9号 八千代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 八千代町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第9号 八千代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、2件は原案のとおり可決され

日程第11 議案第10号 令和4年度八千代町一般会計補正予算(第8号)

議案第11号 令和4年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第1 号)

議案第12号 令和4年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)

議案第13号 令和4年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第14号 令和4年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算 (第1号)

議案第15号 令和4年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)

議案第16号 令和4年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号) 議案第17号 令和4年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(大里岳史君) 日程第11、議案第10号 令和4年度八千代町一般会計補正予算(第8号)、議案第11号 令和4年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第12号 令和4年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第13号令和4年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第14号 令和4年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第15号 令和4年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第16号 令和4年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第17号 令和4年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)、以上8件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。 野村町長。

#### (町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいま一括上程されました議案第10号 令和4年度八千代町一般会計補正予算(第8号)、議案第11号 令和4年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第12号 令和4年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第13号 令和4年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第14号 令和4年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第15号

令和4年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第16号 令和4年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第17号 令和4年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)の提案理由についてご説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算(第8号)についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第8回目の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8,755万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ95億7,734万6,000円、7.7%の増とするものです。

以上が一般会計補正予算(第8号)の概要でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。 今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出予算の総額に歳 入歳出それぞれ8,383万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億9,673万 3,000円、2.8%の増とするものです。

以上が国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ602万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,654万5,000円、2.5%の増とするものです。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

続きまして、介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

まず、介護保険特別会計保険事業勘定についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,523万4,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ19億4,810万5,000円、0.8%の減とするものです。

次に、介護保険特別会計介護サービス事業勘定について申し上げます。今回提案いた しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万4,000円を追加し、歳 入歳出予算の総額をそれぞれ506万4,000円、11.3%の増とするものです。

以上が介護保険特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

続きまして、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ392万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ8,221万8,000円、4.6%の減とするものです。

以上が八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。 続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げ ます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出予算の総 額から歳入歳出それぞれ306万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億 9,629万2,000円、1.0%の減とするものです。

以上が農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の概要であります。

続きまして、下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。 今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出予算の総額から 歳入歳出それぞれ2,432万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,791万 2,000円、4.7%の減とするものです。

以上が下水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

続きまして、水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、3条予算において、水道事業収益を379万5,000円追加し、総額を5億1,701万7,000円、水道事業費用を2,404万2,000円を追加し、総額を3億8,957万4,000円とするものです。

また、4条予算において、資本的支出を2,063万3,000円減額し、総額を7億2,784万2,000円とするものです。

以上が水道事業会計補正予算(第1号)の概要でございます。

以上、一括上程されました各会計の補正予算について提案理由を申し上げましたが、 詳細については担当部長から説明があります。慎重にご審議の上、原案にご賛同くださ るようお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

議長(大里岳史君) 馬場企画財政部長。

(企画財政部長 馬場俊明君登壇)

企画財政部長(馬場俊明君) ただいま上程されました議案第10号 令和4年度八千代 町一般会計補正予算(第8号)の内容につきましてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第8回目の補正で、歳入歳出それぞれ6億8,755万円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ95億7,734万6,000円とするものであります。

最初に、歳入の主なものについて申し上げます。補正予算書をお開きいただきまして、

1ページをご覧ください。1款町税から14款使用料及び手数料につきましては、それぞれ見込額及び決定額に合わせ増減をするものでございます。

1 款町税につきましては、当初予算において、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、予算額を抑えていたことにより、1億7,109万8,000円と大きな増額となっております。

また、11款地方交付税につきましては、普通交付税において、緊急経済対策費として 12月に追加交付されました6,109万4,000円の増額が主な要因でございます。

次に、2ページをご覧ください。15款国庫支出金、16款県支出金につきましては、それぞれ減額となっておりますが、事業費の決定に伴うものでございます。主なものといたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費の国県支出金で計2,929万円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付補助金2,806万円などの減額が主な要因でございます。

次に、17款財産収入につきましては3,145万9,000円の増となっております。これは、 菅谷地内の町有地の売払収入でございます。

18款寄附金につきましては1億1,526万6,000円の増となっております。これは、ふるさと納税寄附金の増額が主な要因でございます。

次に、20款繰越金 4 億2,554万9,000円の増につきましては、令和 3 年度決算の繰越金 でございます。

最後に、22款町債1,950万円の減につきましては、事業費の決定によるものでございます。

次に、歳出について主なものを申し上げます。 3ページをご覧ください。 2 款総務費につきましては、公共施設整備基金積立金及び義務教育施設整備基金積立金を含みます財産管理費で 5億547万5,000円、国県補助金返還金を含みます諸費 1億525万5,000円、財政調整基金費 3億円、ふるさと納税謝礼を含みます、ふるさと納税推進事業費8,754万4,000円などにより、総務管理費では 9億6,311万6,000円を増額いたします。

その他につきましては、年度末の調整による減額がほとんどでございますが、増額している主な目のみをご説明いたしますと、3款民生費において、障害者自立支援給付費を含みます障害者福祉費123万5,000円、6款農林業費において、八千代町主力産品振興助成金を含みます園芸振興費922万6,000円、8款土木費において、一般職退職手当組合負担金を含みます道路橋梁総務費307万2,000円、10款教育費において、一般職退職手当

組合負担金を含みます保健体育総務費471万2,000円、12款公債費において、利子の決定による元金87万9,000円などが増額する主な目でございます。

詳細につきましては、19ページからの歳出明細に記載してございますので、後ほどご覧おき願います。

続きまして、5ページをご覧ください。第2表、繰越明許費は令和5年度に繰り越す 事業でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。第3表、地方債補正につきましては、事業の 変更及び廃止によるものでございます。

以上、令和4年度一般会計補正予算(第8号)の内容について申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご替同くださいますようお願い申し上げます。

議長(大里岳史君) 生井保健福祉部長。

(保健福祉部長 生井好雄君登壇)

保健福祉部長(生井好雄君) それでは、議案第11号 令和4年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第12号 令和4年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第13号 令和4年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

初めに、国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。 補正予算書の表紙をおめくりいただきたいと思います。

今回の補正は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出それぞれ8,383万9,000円を増額し、 予算の総額を30億9,673万3,000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。まず、歳入から申し上げます。1款国民健康保険税につきましては、現年課税分を556万1,000円減額するものでございます。

5 款県支出金につきましては、保険給付費の見込みや今年度の交付決定額により 1,284万5,000円を減額するものでございます。

7款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を1,223万6,000円減額いたします。 8款繰越金につきましては、令和3年度決算の繰越金として1億1,448万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと思います。歳出の内容でございますが、 1款総務費につきましては、人件費等により307万4,000円を減額いたします。

2款保険給付費につきましては1,070万円、5款保健事業費につきまして508万5,000円、

それぞれ減額するものでございます。どちらも実績の見込みにより減額をするものでご ざいます。

6 款基金積立金につきましては、事業費納付金の増額や保険税の減収に備えまして、 今年度1億円を積立てする予定でございます。

7款諸支出金につきましては、県補助金返還金や一般会計への繰出金として269万 9,000円を増額するものでございます。

以上が国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

なお、こちらの補正予算につきましては、令和5年2月17日に八千代町国民健康保険 運営協議会に諮り、ご了承をいただいていることをご報告申し上げます。

続いて、後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。 補正予算書の表紙をおめくりいただきたいと思います。

今回の補正は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出それぞれ602万1,000円を増額し、 予算の総額を2億4,654万5,000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。まず、歳入から申し上げます。1款後期高齢者医療保険料につきましては200万円の増額でございます。

5 款繰越金につきましては、令和3年度決算の繰越金として387万5,000円を増額いた します。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと思います。歳出の内容でございますが、 1 款総務費につきましては、人件費や健診業務委託料の実績により109万9,000円を減額 いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、交付決定通知により712万円を増額するものでございます。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

続きまして、介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。 補正予算書の表紙をおめくりいただきたいと思います。

今回の補正は、本年度第2回目の補正で、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ1,523万4,000円を減額し、予算の総額を19億4,810万5,000円とし、介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ51万4,000円を増額し、予算の総額を506万4,000円とするものでございます。

まず、保険事業勘定からご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお開き願いま

す。歳入から申し上げます。 3 款国庫支出金につきましては1,319万4,000円、 4 款支払 基金交付金につきましては7,658万8,000円、5 款県支出金につきましては967万3,000円、 それぞれ内示額の決定通知により減額をするものでございます。

8 款繰越金につきましては、令和3年度決算の繰越金として8,465万2,000円を増額いたします。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと思います。歳出の内容でございますが、 1 款総務費につきましては、人件費や通信運搬費、主治医意見書手数料などの実績によりまして653万3,000円を減額いたします。

2款保険給付費につきましては、居宅介護サービス給付費等の見込み変更によりまして178万4,000円を減額いたします。

4款地域支援事業費につきましては、人件費や介護予防原案マネジメント委託料などの実績によりまして691万7,000円を減額するものでございます。

続いて、介護サービス事業勘定についてご説明を申し上げます。補正予算書14ページ をお開きいただきたいと思います。歳入から申し上げますと、令和3年度決算の繰越金 としまして51万4,000円を増額いたします。

続いて、15ページをお開きいただきたいと思います。歳出につきましては、保険事業 勘定への繰出金として、諸支出金を51万4,000円を増額するものでございます。

以上が介護保険特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

保健福祉部に関係しております各特別会計の補正予算について説明申し上げましたが、 慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

議長(大里岳史君) 鈴木産業建設部長。

(産業建設部長 鈴木 衛君登壇)

産業建設部長(鈴木 衛君) ただいま上程されました議案第14号 令和4年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げたいと思います。

今回の補正予算は、第1回目のもので、歳入歳出ともに392万2,000円を減額し、予算総額を8,221万8,000円とするものであります。予算書のほうをご覧おき願います。歳入のほうなのですけれども、1ページです。国庫支出金で136万5,000円、それから繰入金で125万7,000円、町債のほうで130万円を減額という形でさせていただいています。

続きまして、補正の歳出のほうなのですけれども、総務費で7万8,000円、これは人件

費の増となっています。それから、土地区画整理費として、区画道の事業費の築造工事 において、400万円の減額という形で取らせていただいています。

以上の歳入歳出で392万2,000円の減という形で取らせていただきたいと思います。 慎重ご審議の上、原案にご賛同くださりますようお願い申し上げます。

続きまして、令和4年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、こちらについても第2回目の補正で、歳入歳出とも306万8,000円を減額し、予算総額を2億9,629万2,000円とするものでございます。

予算書の1ページをご覧おきください。歳入の部、こちらについては分担金及び負担 金を80万円減額いたします。

繰入金として226万8,000円、内訳として一般会計の繰入れが66万8,000円、基金繰入金160万円、合計で306万8,000円減額する内容となっております。

歳出のほうですが、農業集落排水事業といたしまして、集落排水管理費として182万円、 農業集落排水事業として124万8,000円、合わせて306万8,000円の減額という形になって おります。

慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げまして、ご説明とさせていただきます。

続きまして、令和4年度八千代町下水道事業特別会計の補正予算をご説明申し上げます。本年度第2回目の補正で、歳入歳出ともに2,432万4,000円を減額し、予算総額4億9,791万2,000円とするものであります。

予算書の1ページのほうをご覧おきください。歳入で、分担金481万2,000円の増となっております。県支出金20万円増。主なものは繰入金で2,473万5,000円、こちらが減額という形になっております。繰越金が1,432万6,000円、諸収入として307万3,000円、町債として2,200万円の減。トータルで2,432万4,000円の歳入の減額という形になっております。

歳出については、下水道事業費として2,432万4,000円の減額となっております。この 減額の主な理由なのですけれども、広域の負担金のほうが主に減っているということに なっております。

以上、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げまして、説明と させていただきたいと思います。

続きまして、令和4年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申

し上げます。本年度第1回目のもので、3条予算においては、水道事業収益を379万5,000円増額し、総額を5億1,701万7,000円、水道事業費用を2,404万2,000円増額し、総額を3億8,957万4,000円とするものであります。

また、4条予算において、資本的支出を2,063万3,000円減額し、総額7億2,784万2,000円とするものであります。

慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げまして、説明とさせて いただきます。

以上です。

議長(大里岳史君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 討論なしと認めます。

これから議案第10号 令和4年度八千代町一般会計補正予算(第8号)から議案第17号 令和4年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)まで8件を一括して採決いたしま す。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 令和4年度八千代町一般会計補正予算(第8号)から議案第17号 令和4年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)まで8件は、原案のとおり可決さ れました。

日程第12 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について 議長(大里岳史君) 日程第12、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員 の選挙についてを議題といたします。

これより茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指 名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、大里岳史を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した大里岳史を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました大里岳史が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

これをもちまして、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知といたします。

議長(大里岳史君) 以上で本目の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、明日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時48分)